

平成 2 4 年 2 月 3 日  
警 察 庁

通信傍受法第 2 9 条に基づく平成 2 3 年における通信傍受に関する国会  
への年次報告について

政府は、通信傍受法第 2 9 条の規定に基づき、平成 2 3 年中における同法の  
運用状況等について、国会へ報告する。

平成 2 3 年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が  
行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表のとおりである。

(参考)

通信傍受法第 2 9 条

政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る  
罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実  
施をしている間における通話の回数、このうち第 2 2 条第 2 項第 1 号又は第  
3 号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮  
捕した人員数を国会へ報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪  
名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくな  
った後においてこれらの措置を執るものとする。

## 別表

三		二		一		番号	
四件		一件		二件		請求	
二件		一件		二件		発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】		【業として行う覚醒剤等の譲渡、営利目的の覚醒剤譲渡等】		麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、同第三項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡、営利目的の覚醒剤譲渡】		罪名（罰条）	
携帯電話		携帯電話		携帯電話		通信手段の種類	
十日間	十日間	二十三日間		十日間	十日間	実	
六三回十	回十百八三	回十二八百		七三六回十百	一九四回十百	施	
なし	なし	九七回十		八三回十	九回	期	
なし	なし	なし		なし	なし	間	
なし	なし	なし		十人		逮捕人員数	

五	四					番号	傍	受	令	状
	一件	五件								
一件	五件					発付	罪名（罰条）			
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】									
携帯電話	携帯電話					通信手段の種類				
間三十日	八日間	間十五日	間十五日	日間二十八	間十九日	実				
回六四 百	四六 回十	一九五 回十百	三六七 回十百	十百千 回六二	三四 回十	回数		施		
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一号	期			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間			
なし	なし					数人員		逮捕		

七			六			番号	
三件			一件			請求	
三件			一件			発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】			銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条第二項、同第一項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、第四条、刑法第九十九条、第六十条） 【拳銃の発射、拳銃の加重所持、組織的な殺人等】			受 令 状 罪 名 （ 罰 条 ）	
携帯電話			携帯電話			通信手段の種類	
二日間	二日間	二日間	七日間			実	
九回	八回	八回	なし			施	
なし	五回	九回	なし			期	
なし	なし	なし	なし			間	
一人			なし			逮捕人員数	

九	八					番号		
一件	五件					請求	傍	
一件	五件					発付		
<p>【業として行う覚醒剤等の譲渡】            麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項）</p>	<p>【業として行う覚醒剤等の譲渡】            麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）</p>					罪名（罰条）	受令状	
携帯電話	携帯電話					の	通信手段の種類	
間十八日	七日間	日間二十九	七日間	間二十日	日間二十九	実		
七二四回十百	回十八	回七十二百	四八三回十百	なし	五五二回十百	回数	施	
回十百五二	なし	七七回十	回十百一九	なし	五七回十	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間	
五人	六人					数	逮捕人員	

十				番号	
四件				請求	
四件				発付	
組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人】				受	
				罪名（罰条）	
携帯電話				通信手段の種類	
十日間	間十七日	間十七日	間二十日	実	
回二百	回十八	回百六十	回五百六十	施	
なし	なし	なし	なし	期	
なし	なし	なし	なし	間	
なし				逮捕人員数	

（注一） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

（注二） 組織的犯罪処罰法の条項については、平成二十三年法律第七十四号による改正前のものである。